令和2年4月10日 第12184号

| | υр | | | | | | | | | | | | | | | | | | 弗 Ⅰ ᠘ | 104万 |
|----------|----------------------|-----------|----|----------------------|------|----------------|----|----------------------|----|----------------------|-----|----------------------|---------------|----------|-----|----------------------|------|--------|------------------|--------|
| の完了 | 〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事 | 〇 基本測量の実施 | 申請 | 〇 特定非営利活動法人の定款変更の認証の | 【公告】 | 〇 岡山県立森林公園の開園日 | 指定 | 〇 令和二年度管理美容師資格認定講習会の | 指定 | 〇 令和二年度管理理容師資格認定講習会の | の更新 | 〇 精神通院医療を担当する医療機関の指定 | 〇 包括外部監査契約の締結 | (県例規集登載) | 部改正 | 〇 港湾施設における制限区域の設定等の一 | 【告示】 | 目次 | L 以 d 幸 | 可以表文表 |
| | 建築指導課 | 監理課 | | 県民生活交通課 | | 林政課 | | II. | | 生活衛生課 | | 健康推進課 | 行政改革推進室 | | | 港湾課 | | 担当課(室) |]ते L | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 目次 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 担当課(室) |

山県告示第二百三十号

平成十六年岡 山県告示第四百十七号 (港湾施設における制限区域の設定等) \mathcal{O}

ように改正する。

令和二年四月十

 \mathcal{O} 表 水島 \mathcal{O} 項

[県知

木

隆

太

イラ 六号埠頭岸壁及び これ に接する港湾施設

在する区 域 で 縦覧用 一図面に 定める区 玉

バ

ア

ン

ド

 \mathcal{O}

を

 \sqsubseteq

玉 バ T 1 ラ ド 六 号埠頭岸壁及び これ に接する港湾施設 \mathcal{O}

在する 区域 で縦覧用 义 面 に定め る 区

玉 バ ア ラ ド 七 号埠 頭岸壁及び これ に接する港湾施設

に、

在 る 区 域 で 縦覧用 义 面 に定め 区

次 \mathcal{O} 地点を順 次に結ん だ線 及 び \mathcal{O} 地点 = \mathcal{O} 地 点を結ぶ 水島 港港

区域と陸地との 境界線に ŋ 囲 まれ た区域

イの 玉島 バ ア イランド六号埠 頭岸 壁 $\overline{\mathcal{O}}$ 水 0

を

口 \mathcal{O} 地点 地点 カン 九 度二三分六〇 ル \mathcal{O}

0) 地点 口 地点か 5 度二三分六一 ゞ ル \mathcal{O} 地点

地点 地点 か ら二七 度二三分六〇 メ

=

 \mathcal{O}

次 \mathcal{O} 地点を順 次に 結ん だ線 及 び \mathcal{O} 地点 = \mathcal{O} 地 点 ※を結ぶ 水島

湾 区域と陸 地と 0) 境界線により 囲 まれた区域

玉島 バ ア イラン - 六号埠 一頭岸

る。

則

この告示は、 公布

結んだ線及び \mathcal{O} \mathcal{O} 点を結ぶ水島港港

 \mathcal{O}

の地点

口

地点か

一度二三分六一〇メ

ル \mathcal{O} 地点

地点から二七

一度二三分六〇

メ

ル

地点

イ

地点か

九

度二三分六〇メ

ル

の地点

点

湾区域と陸地との境界線により 囲まれた地域

頭施設一号渡橋と水際線が重複する線分の北端を円

とする半径三六・ 六八 メ ル の円と水際線が交わる点の

うち北側の点 地点か 度二七分一三〇

地点か 二八一度二七分三八〇

一度二七分一三〇メ

に 改

◎岡山県告示第二百三十一号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定に

より、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

令和二年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

包括外部監査契約の期間の始期

全利二年四月一日

包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

本費用、執務費用及び実費とする。

名 上坂 岳大

住所 岡山県岡山市北区尾上一

包括外部監査契約を締結し た者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

兀

監査の結果に関する報告 \mathcal{O} 提出後に一括払をする。 ただし、 業務の実施上必要と認

るときは、前金払をすることができる。

岡山県公報 第12184号 令和2年4月10日

◎岡山県告示第二百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

令和二年四月十日

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

株式会社末田薬局

名

称

指定を更新した医療機関

所 在 地

津山市田町九一三

更新年月日

畄 Щ 県 知 事

伊 原 木

隆

太

令和二年四月一日

山県告示第二百三十三号

理容師法 (昭和二十二年法律第二百三十四号) 第十一条の四第二項の規定による管

容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

和二年四月十日

畄]山県知事 伊 木

隆

太

公益財団法人理容師美容師試験研修セ

主催者

 \bar{O}

名称及び所在地

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明 プロロ ンテ ピ ル В 九

令和二年十月十二日

令和二年十月五

講習日程

第三日 令和二年十月二十六日

三 講習科目及び講習時間

理 容 公衆衛生 所 \mathcal{O} 衛生管理 時 兀]時間 時 間

兀 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社

山県岡· 山市北区柳町二丁目

五 講習予定人員

二十名

六

一万六千円

七 い合わせ先

公益財団法人理容師美容師 試験研修セ ンター 中国ブロ ツ ク事務所

広島県広島市中 区大手町二-五合人社広島大手町

五.

◎岡山県告示第二百三十四号

(昭和三十二年法律第百六十三号) 第十二条の三第二項の規定による管理美

容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和二年四月十日

伊原木隆

太

主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センタ

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロ ンテ F В

九

一講習日程

第一日 令和二年十月五日

第二日 令和二年十月十二日

第三日 令和二年十月二十六日

三 講習科目及び講習時間

| 十四時間 | 美容所の衛生管理 |
|------|----------|
| 四時間 | 公衆衛生 |
| 講習時間 | 講習科目 |

四 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社

岡山県岡山市北区柳町二丁目一-

五 講習予定人員

六 受講料

百三十名

問い合わせ先一万六千円

七

公益財団法人理容師美容師試験研修セ ンター 中国ブロ ック事務所

広島県広島市中区大手町ニーハー五合人社広島大手町ビル

電話○八二−二三六−一一五○

◎岡山県告示第二百三十五号

岡山県立森林公園条例施行規則 (昭和五十年岡山県規則第四十六号)第三条第一項の

岡山県立森林公園の令和二年の開園日を同年四月十三日とする。

令和二年四月十日

木

太

三九〕特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定によ

次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年四月十日

請のあった年月日

太

令和二年四月一日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人TEC.ECO再生機構

三 代表者の氏名

調討音

主たる事務所の所在地

兀

倉敷市玉島柏島六六五一番地·

定款に記載された目的

五.

適な自然環境の再生と豊かな社会を構築するという公益の増進に寄与することを目的 この法人は、 不特定多数の県民 団体に対 して、 社会技術の啓発と伝承により、

とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。 四〇〕測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、

令和二年四月十日

木 太

| 岡 山 | 測 |
|-------------|---|
| 県 全 域 | 量 |
| 域 | 区 |
| | 域 |
| 基本 | 測 |
| 測 量 (| 量 |
| 航空重 | Ø |
| 力 測 量 | 種 |
| <u> </u> | 類 |
| 三令和二 | 測 |
| 年三月三十一 | 量 |
| 日まで | 期 |
| ら 令 和 | 間 |

兀 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年四月十日

伊原

木

太

総社市南溝手字野荒四一八ー一、四一八開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

勝田郡勝央町黒土一一二—一警察官舎三〇二

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第三二四号